

製造業の災害や健康障害の防止について

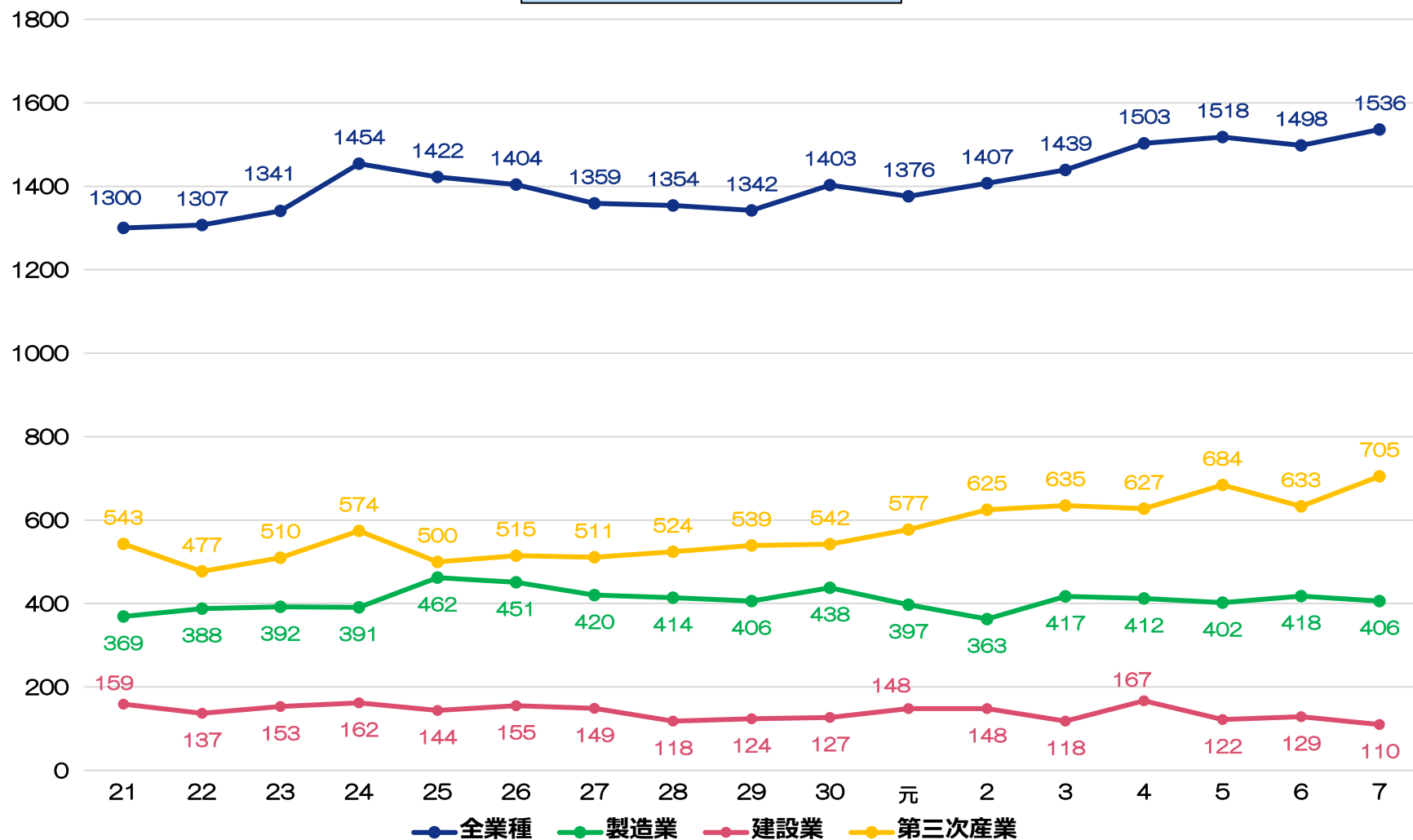
大津労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1． 労働災害発生状況について
- 2． 法令改正について
- 3． 労働災害・健康障害防止のための
取組について

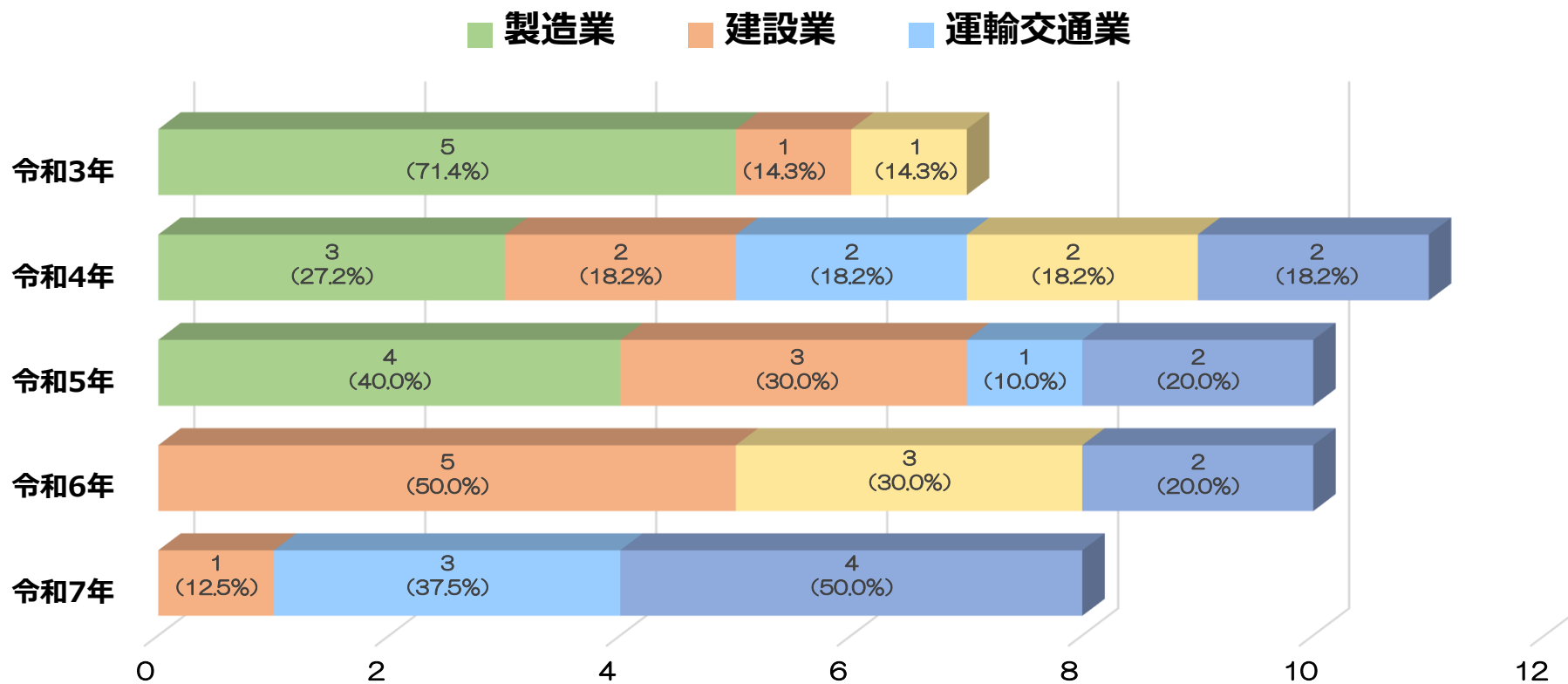
滋賀県内の労働災害発生状況について

休業4日以上死傷者数の推移



滋賀県内の労働災害発生状況について

業種別の死亡労働災害発生状況(滋賀県)



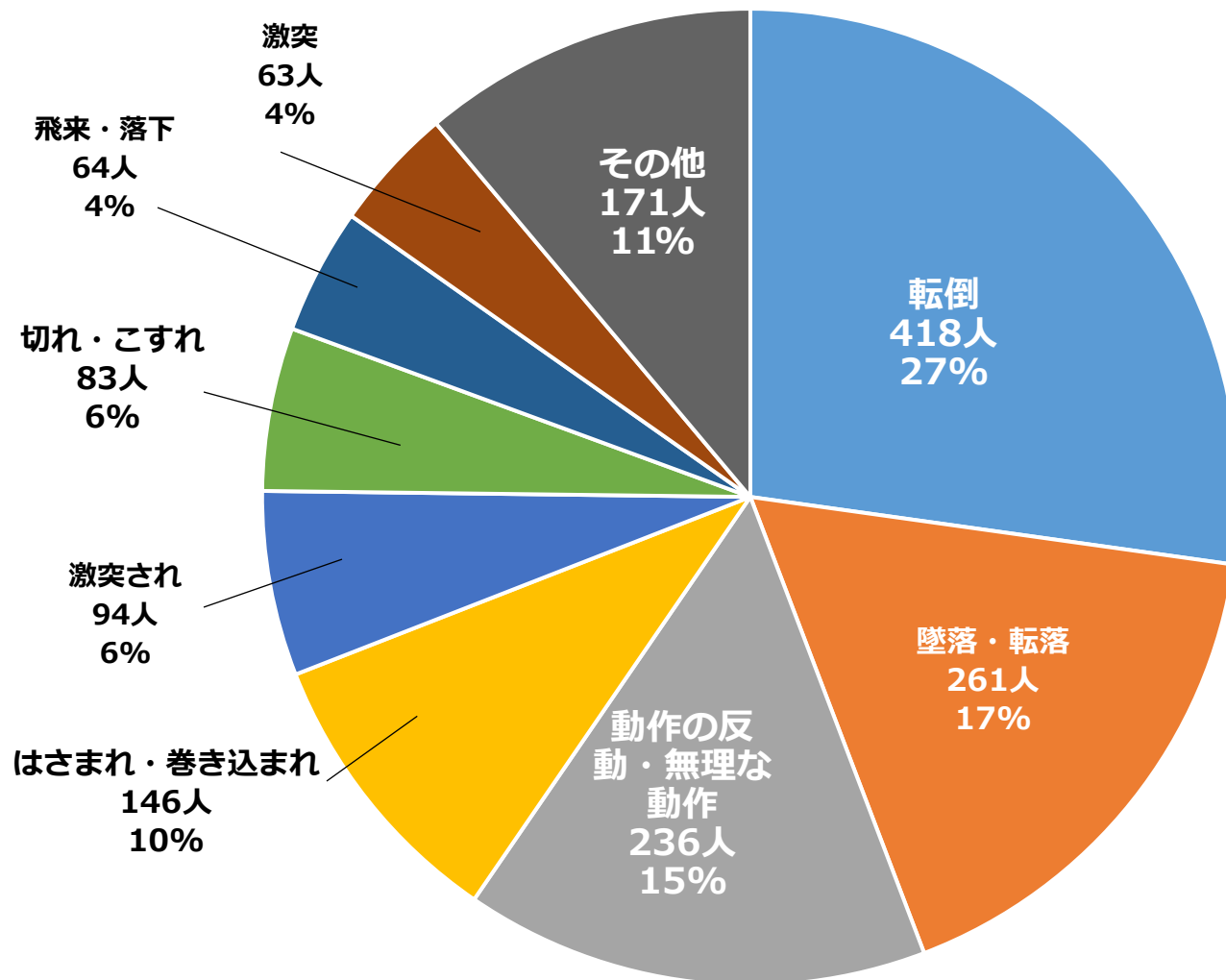
滋賀県内の労働災害発生状況について

令和7年の滋賀県内死亡災害発生概要

■ 大津署管内で発生

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 概 要
1	畜産業 (12名)	3月 10時頃	激突され	作業者 50代	トレーニングセンター内の馬場において、被災者が取扱馬を引いていたところ、当該馬が突然暴れだし、後ろ足で背部を蹴られ負傷、入院先の病院で肺塞栓を発症し、令和7年4月に死亡したもの。
2	建設業 (2名)	6月 10時頃	墜落・転落	配管工 30代	マンションの新築工事現場において、配管材(約10kg)を各階の設置箇所に運ぶ作業を被災者を含む5人で行っていたところ、1階エレベーター乗り場付近を通りかかった作業員がエレベーターピット内で流血し倒れている被災者を発見したものの。
3	運送業 (46人)	7月 5時頃	交通事故 (道路)	運転手 60代	被災者が最大積載量2トンの小型トラック(平ボディー)を運転し、国道1号線を名古屋方面に向け走行していたところ、前方で信号待ちで停車していた最大積載量4トンの中型トラック(平ボディー)に追突したものの。
4	警備業 (117人)	8月 21時頃	交通事故 (道路)	警備員 50代	夏まつりの雑踏誘導警備業務を県道4号線にて行っていたところ、草津方面から水口方面に向かって走行していき乗用車に轢かれたもの。
5	畜産業 (4人)	8月 14時頃	墜落・転落	作業者 70代	飼料用のトウモロコシの収穫作業に従事していた被災者が、収穫したトウモロコシを保管するサイロにおいて、高さ約2.6メートルに積み上げた飼料にビニールシートを被せるため、飼料の上にあがり、ビニールシートを引っ張り上げていた際、飼料から墜落したものの。
6	運送業 (7人)	9月 9時頃	交通事故 (道路)	運転手 70代	工事現場に向かうため、林道を走行していたところ対向するコンクリートミキサー車が来たが、道幅が細く離合出来ないため、被災者は離合できる場所まで後退していたところ、路肩から車両ごと斜面に転落したものの。
7	その他の林業 (22人)	10月 9時頃	その他の転倒	作業者 70代	伐倒木を持ち上げるため、伐倒木の下に棒を差し入れ、別の伐倒木に左足を掛けて力を入れてたところ、左足を掛けていた伐倒木が動き、バランスを崩した被災者が転倒した。このとき、左足を掛けていた伐倒木に左足と臀部を強打し、骨盤部の骨折により、出血性ショックを起こしたものの。
8	運送業 (1人)	11月 10時頃	交通事故 (道路)	運転手 60代	国道を軽貨物自動車を運転し走行中、緩やかなカーブで中央線をはみ出し対向車線を走行してきた大型トラックと正面衝突したものの。

死傷災害の事故の型別（令和7年滋賀県）

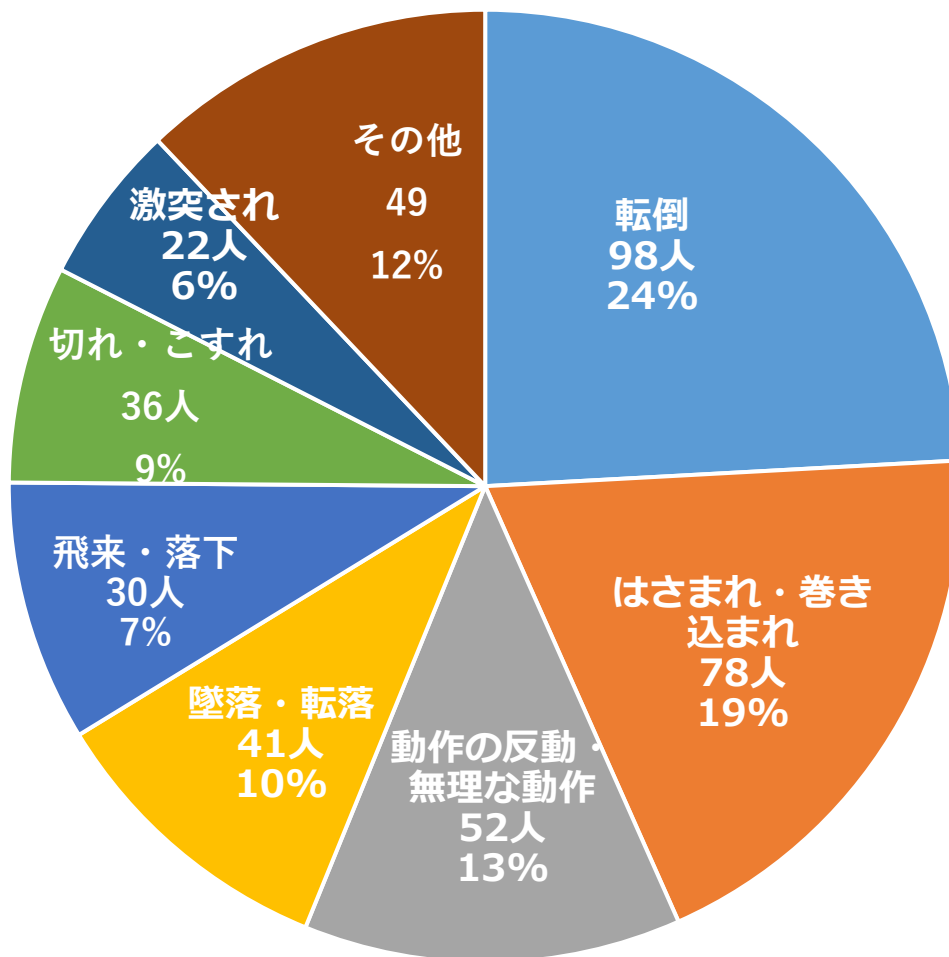


計1,536人

転倒と動作の反動・無理な動作（これらを行動災害という）を合わせると全体の約4割を占めている。また、墜落・転落も大きな割合を占めている。

滋賀県内の労働災害発生状況について

休業4日以上労働災害の事故の型別（令和7年滋賀県、製造業）



計406人

転倒が最も多く、全体の約4分の1を占めている。

また、はさまれ・巻き込まれも全体の約2割と大きな割合を占めている。

死亡災害の増加に伴う安全対策の徹底の要請について

緊急要請

死亡災害増加に伴う安全対策の再点検について

滋賀県内では死亡災害が例年を上回るペースで発生しており、極めて憂慮すべき状況です。以下を参考に経営トップが安全衛生方針を表明の上、安全対策の再点検を実施してください。

チェックリスト

☐	①経営トップは安全衛生方針を表明し、作業者に周知していますか
☐	②作業責任者に作業の直接指揮、監視を行わせていますか (人手不足等の理由で単独作業になったり、作業方法が作業員・現場任せになっていませんか)
☐	③作業前や運転前に健康状態を確認していますか (体調不良とならないよう健康管理・長時間労働の防止措置を講じていますか、作業員の心身機能に問題はないですか)
☐	④高齢者を作業に従事させる場合や高温多湿の日には、作業負荷に応じて作業方法や休憩時間等を見直していますか (エイジフレンドリー指針や熱中症防止のためのガイドライン等参考)
☐	⑤墜落・転落危険箇所には墜落防止設備が設けられていますか (墜落制止用器具を使用させる場合は適切な取付設備を設けていますか)
☐	⑥重機や車両等と接触のおそれがある場所に作業員を立ち入らせていませんか (作業場所を明確に区分する、誘導者を配置する等の立入禁止措置を講じていますか)
☐	⑦はさまれ・巻き込まれ災害のおそれがある箇所に安全カバーの設置などの措置を講じていますか (機械の点検等を行わせる場合は機械の運転を停止させていますか)
☐	⑧非常作業を行わせる場合に安全を確保するための作業手順を事前確認していますか (マニュアル等に基づいた対応としていますか、場当たり的に対応させていませんか)
☐	⑨自動車等の車両の運行ルートに危険な場所がないか確認していますか その日の天候(大雨・積雪等)に応じて自動車の運行計画を見直していますか (自動車等の事故防止を運転者任せにしていますか)
☐	⑩作業員への安全衛生教育や必要な情報の伝達を行っていますか (外国人労働者には母国語での教育を実施していますか)

令和8年8月 緊急要請

死亡災害増加に伴う 安全対策の徹底について



安全対策の錆びつきが命を奪う
経営トップ主導により、
再点検の実施を！

△ 墜落・転落 △ 重機・車両等との接触
△ はさまれ・巻き込まれ △ 単独・非常作業による災害
△ 交通災害

滋賀労働局

大津・彦根・東近江労働基準監督署

死亡災害の増加に伴う安全対策の徹底の要請について

令和8年の滋賀県内死亡災害発生概要

大津署管内で発生

番号	業 種 (規模)	発生 月 時間 帯	事故の 型	被災者の 職種 年代	発 生 概 要
1	農業 (2名)	4月 11時 頃	交通事 故 (道路)	作業員 70代	翌日の作業にフォークリフトを使用するため、農舎Aからフォークリフトを運転し農舎Bに向け公道を走行していたところ、路端に寄りすぎ道路横の田んぼにフォークリフトが横転し、被災者が運転席から投げ出され横転したフォークリフトの下敷きとなり、胸部を圧迫し死亡したものの。
2	道路建設工 事業 (18人)	5月 16時 頃	激突さ れ	作業員 50代	新名神高速道路舗装補修工事現場において、路面清掃車（スーパー）の後方で掘削面の深さを検測していた被災者が、後退してきたスーパーに激突され、車両後部に巻き込まれたまま約10メートル引きずられ、外傷性ショックにより死亡したものの。
3	その他林業 (14人)	5月 10時 頃	交通事 故 (道路)	運転手 60代	林業現場で使用する林業用機械を貨物自動車に運搬後、事業場に戻るため林業現場を出発し、県道を走行中、トンネル内で反対車線側の壁面に激突し、運転していた被災者が外傷性腹腔内出血により死亡したものの。

4 5	その他の土 木工事業	5月 10時 頃	その他	作業員 (2名) ともに 20代	地下にある旧農業用水路廃止のため、管内をマルチタル等で充填する工事現場において、充填状況の監視を行っていた労働者2名が管内で倒れているところを発見されたもの。
6	その他建設 業	7月 9時 頃	墜落・ 転落	とび工 50代	琵琶湖湖畔で仮設橋を建設中、最上部のステージ床を組み立てるため、単管と大引きを結束する作業を行っていたところ、高さ約10メートル下の湖面に墜落したものの。
7	めっき業 (45人)	7月 17時 頃	はさま れ・巻 き込ま れ	めっき業 30代	亜鉛メッキを行う設備で作業していた労働者が、搬送機により搬送される製品の入った鉄製の力ゴと次工程に搬送するローラーコンベヤーとの間に頭部を挟まれたもの。
8	ビルメンテ ナンス業 (300人)	8月 13時 頃	墜落・ 転落	清掃業 30代	マンションの屋上に、単管等で構成された仮設物を設け、当該仮設物にメインロープ及びライフラインを緊結し、メインロープで身体を保持しながら窓の清掃作業を行っていたところ、当該仮設物とともに地上へ墜落したものの。
9	産業廃棄物 処理業 (6人)	10月 17時 頃	爆発	作業員 50代	廃棄物であるアキュムレーターの解体のため、台座部のボルト等を六角レンチで外していたところ、突然爆発が発生し、蓋、ボルト、アキュムレーター内部のシリンダ状の金属部品が吹き飛び、巻き込まれた被災者が死亡したものの。

7月



(発生状況)

亜鉛メッキを行う設備で搬送機により搬送される製品の入った鉄製の力ゴと次工程に搬送するローラーコンベヤーとの間に頭部を挟まれたもの。被災者は同設備の調整作業を行っていたとみられ、運転を停止していなかったことが原因と考えられる。

防止対策

- はさまれ・巻き込まれのおそれがある機械の点検等を行う場合は機械の運転を停止させて作業に当たらせること（チェックリスト⑦）
- 非正常作業を行わせる場合には安全を確保するための作業手順を事前確認すること（チェックリスト⑧）

- 1． 労働災害発生状況について
- 2． 法令改正について
- 3． 労働災害・健康障害防止のための
取組について

① 定期健康診断等の診断項目の取り扱い一部変更 (令和9年4月1日施行)

事業者、健康診断機関の皆さまへ

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断等の診断項目の 取扱いが一部変更になります (令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(★)
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセリド)(★)
血糖検査(★)
血清クレアチニン検査(★) ※
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
心電図検査(★)

(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。



変更のポイント

- ☐ **喀痰検査が削除されました。**
健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。
- ☐ **肝機能検査の酵素名が変更されました。**
「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。
- ☐ **「血清クレアチニン検査」が追加されました。**
「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断(高度プロフェッショナル制度に係る「臨時的健康診断」)の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者(35歳を除く。)について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
→下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R 8.4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満(35歳を除く)の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI(次の算式により算出したものをいう。以下同じ。)が20未満である者〔BMI=体重(kg)/身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る。)
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 ② 感染症法等結核に係る定期的健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- ☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- ☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

② 労働者50名未満の事業場に係るストレスチェックの義務化 (令和10年4月1日施行)

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。
(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。
(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)



ストレスは見えませんが、
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

- 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの簡略版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP
（ストレスチェック）



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：
0570-031050
（全国統一ダイヤル）

受付時間：
平日10時～17時
（土日祝日、年末年始は除く）

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



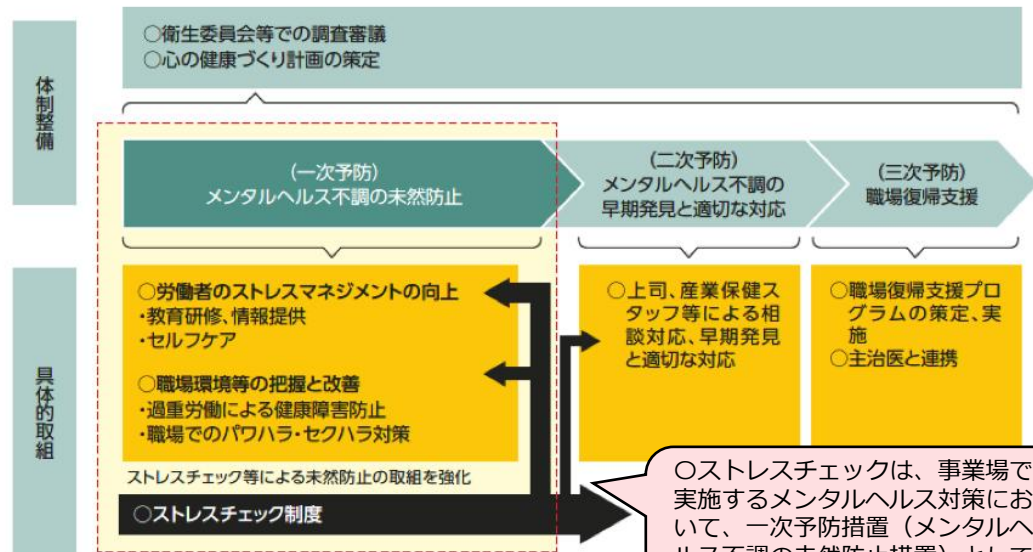
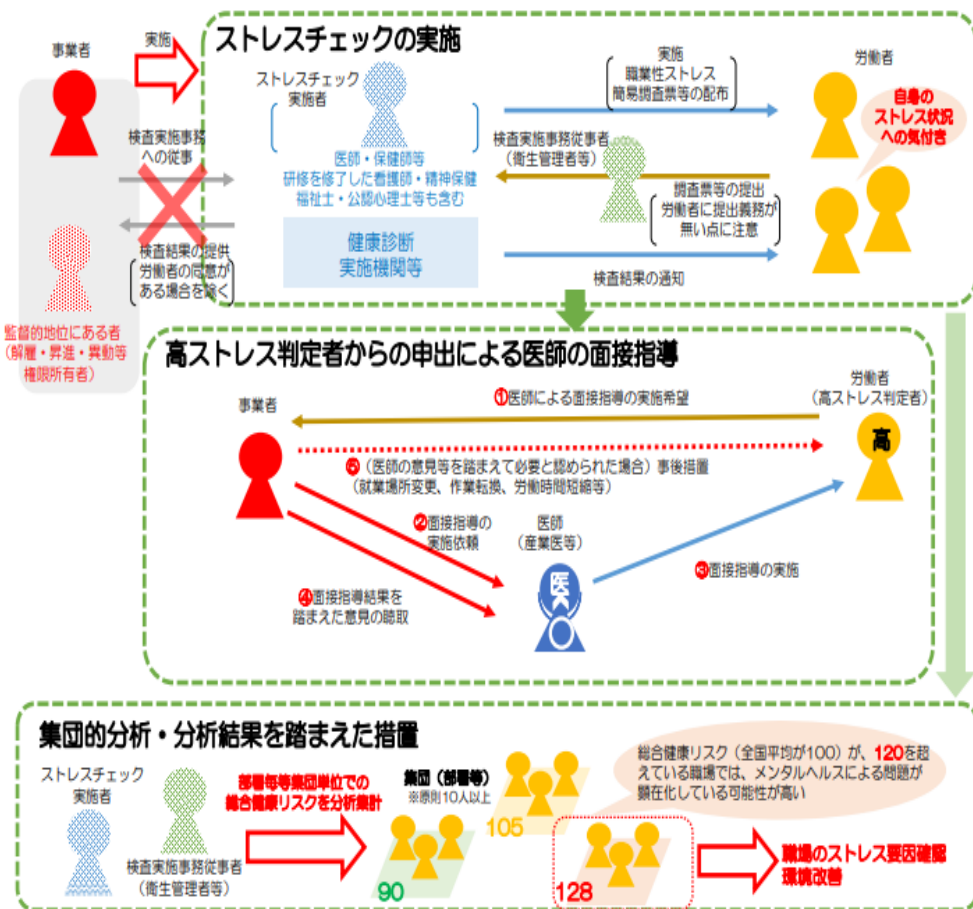
ポータルサイト
「こころの耳」



② 労働者50名未満の事業場に係るストレスチェックの義務化 (令和10年4月1日施行)

(2) ストレスチェック (安衛法第66条の10、安衛則第52条の9他)

常時使用する労働者が50人以上の事業場では、使用する労働者に対して、「メンタル不調の未然防止のため自らのストレス状況への気付き」の観点から、医師等によるストレスチェックを実施する義務が生じます。
常時使用する労働者が50人未満の事業場におけるストレスチェックは現行努力義務となっていますが、労働安全衛生法の改正により令和10年4月1日から義務化されることが決定されています。



○ストレスチェックは、事業場で実施するメンタルヘルス対策において、一次予防措置 (メンタルヘルス不調の未然防止措置) として位置づけられています。

質問票のイメージ

	そう だ	まあ だ	やや う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱい	1	2	3	4
あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4

②労働者50名未満の事業場に係るストレスチェックの義務化 (令和10年4月1日施行)

産業保健活動総合支援事業

滋賀産業保健総合支援センターのご案内

メンタルヘルス 対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、メンタルヘルス対策の計画作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若手労働者に対するメンタルヘルス教育などを行っています。

治療と仕事の 両立支援対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援などを行っています。

研修、 相談対応

産業医等の産業保健スタッフや事業者等を対象として、メンタルヘルス対策や、治療と仕事の両立支援をはじめとする産業保健をテーマに研修を行っています。また、窓口・電話・メールでご相談に応じ、解決方法を助言しています。

大津市浜大津1-2-22大津商中三楽ビル8F
TEL:077-510-0770 FAX:077-510-0775

POINT

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートいただけます。

地域窓口（地域産業保健センター）のご案内

労働者数50人未満で産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者の皆様に対し、健康相談や保健指導のサービスを行っています。

具体的には、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導等について、専門の医師や保健師等が相談に応じてくれます。相談内容や指導内容に関する秘密は守られ、また、相談は無料です。是非ご利用ください。

大津地域窓口（大津地域産業保健センター）

大津市浜大津3-9-2 マルマンビル浜大津3F
TEL:077-510-0615 FAX:077-510-0616
担当地域：大津市、高島市、草津市、栗東市、守山市、野洲市

彦根地域窓口（彦根地域産業保健センター）

彦根市八坂町1900番地4 彦根市保健・医療複合施設3F
TEL:0749-27-0133 FAX:0749-26-9797
担当地域：彦根市、愛知郡、犬上郡

近江八幡地域窓口（近江八幡地域産業保健センター）

近江八幡市鷹飼町東2丁目17-5
TEL:0748-31-3544 FAX:0748-34-0090
担当地域：近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、蒲生郡

湖北地域相談窓口（湖北地域産業保健センター）

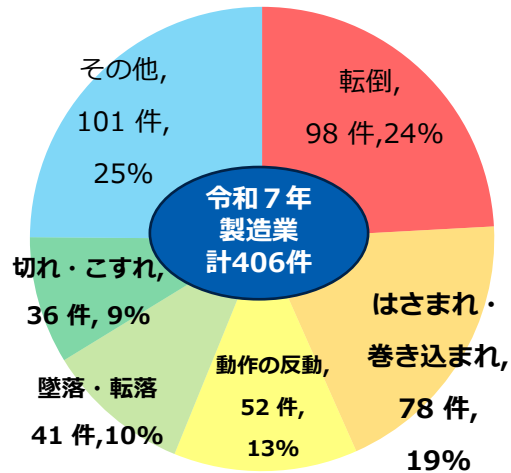
長浜市宮司町1181-2 湖北医師会・湖北医療サポートセンター内
TEL:0749-65-7866 FAX:0749-65-2758
担当地域：長浜市、米原市

- 1． 労働災害発生状況について
- 2． 法令改正について
- 3． 労働災害・健康障害防止のための
取組について

労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

製造業ではさまれ・巻き込まれ災害の防止



Check !

はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策が注意喚起のみで終わっていませんか？

職場の状況をチェックし、できていないものは具体的な対策を講じるようにしてください。

非常作業とは？

非常作業とは、保守作業、トラブル対応など、通常の作業と異なる作業をいい、労働災害の中には、非常作業中のものが多く含まれています。非常作業中の労働災害が多い理由としては、次のようなことが指摘されています。

(1) 非常作業は、日常的に反復・継続して行われることが少なく、かつ十分な時間的余裕がなく行われることが多いため、設備面及び管理面で事前の検討が十分でないことが多く、併せて、これらの作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと。

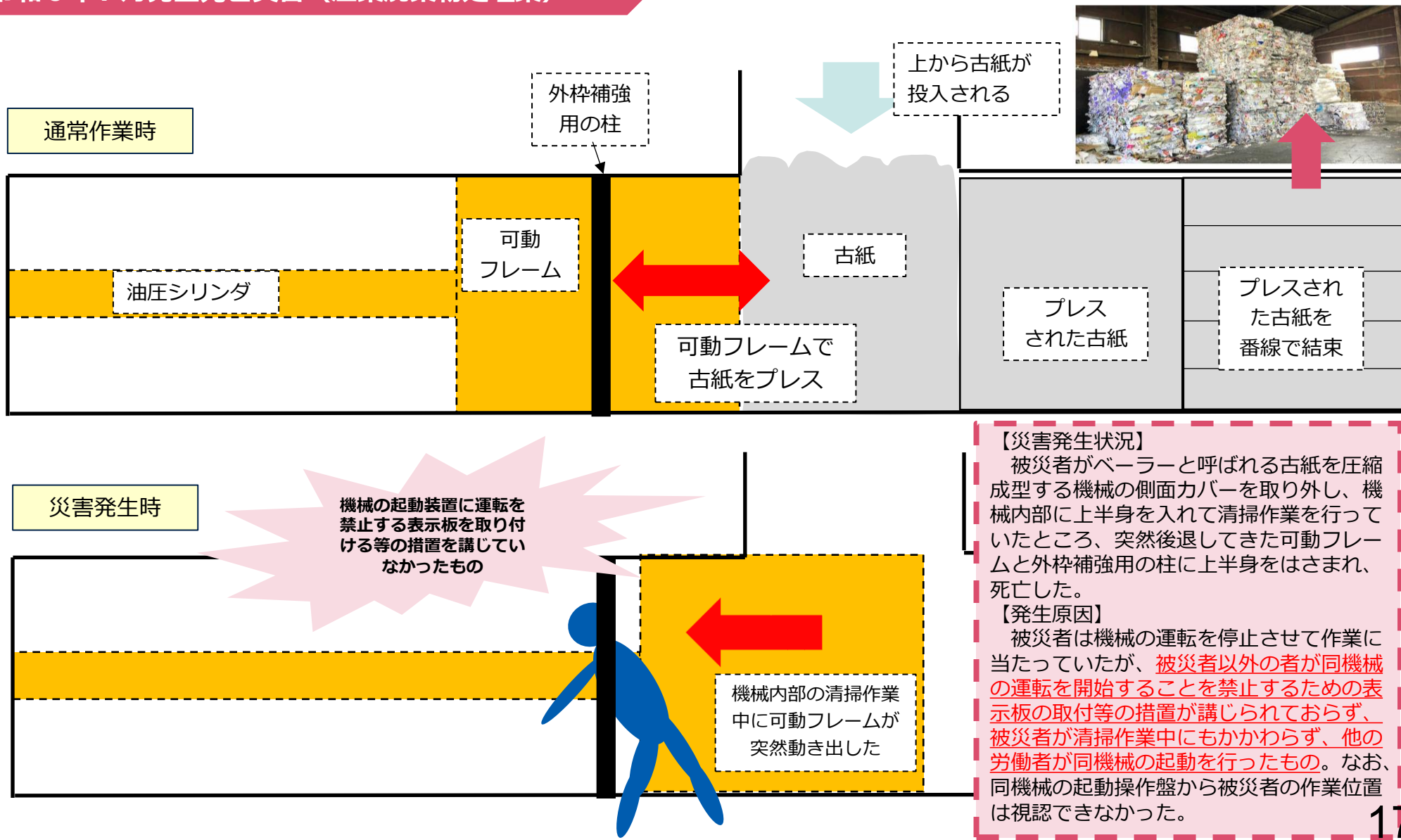
(2) 非常作業は、事業場の複数の部門（製造部門、保全部門等）にわたって、輻輳して行われることが多い反面、事前の作業に関する連絡調整が必ずしも十分ではなく、作業指示が不明確になりがちであること。

一般共通事項 チェック項目		☐
1	原動機、回転軸、プーリー、ベルト等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所には安全カバー、安全柵、囲い等を設けていますか	☐
2	上記1の箇所の開閉可能な安全カバー等にはインターロック、リミットスイッチ等の安全装置を設けていますか	☐
3	上記1・2の安全カバーや安全装置等は有効な状態に保持されていますか	☐
4	非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか	☐
5	共同で機械作業を行うときは、合図を定めて合図者が合図を行っていますか	☐
6	頭髮や被服が機械に巻き込まれるおそれのない作業服装で作業をさせていますか	☐
7	機械の取扱い、安全衛生上の注意事項について定期教育を実施していますか	☐
8	労働者の危険認識を高めるためのKY活動等を実施していますか	☐
非正常作業時 チェック項目		☐
9	機械の清掃、点検、修理等を行うときは機械を完全に（惰性運動が終わるまで）停止させていますか	☐
10	機械の清掃、点検、修理等を行うときは操作盤等に運転を禁止する表示を行っていますか	☐
11	機械トラブル等の非正常作業に係る対応方法を定めていますか	☐
特定の機械ごと チェック項目		☐
12	ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に巻き込まれるおそれがある作業では手袋の使用を禁止していますか	☐
13	ロール機や巻取りロール等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所に囲いや覆い等を設けていますか	☐
14	コンベヤーの回転部に巻き込まれないように囲い、覆いを設けていますか また、ロープ式等の非常停止装置を設けていますか	☐
15	遠心機械、粉碎機又は混合機の内容物を取り出すときは完全に（惰性運動が終わるまで）運転を停止させていますか	☐

労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

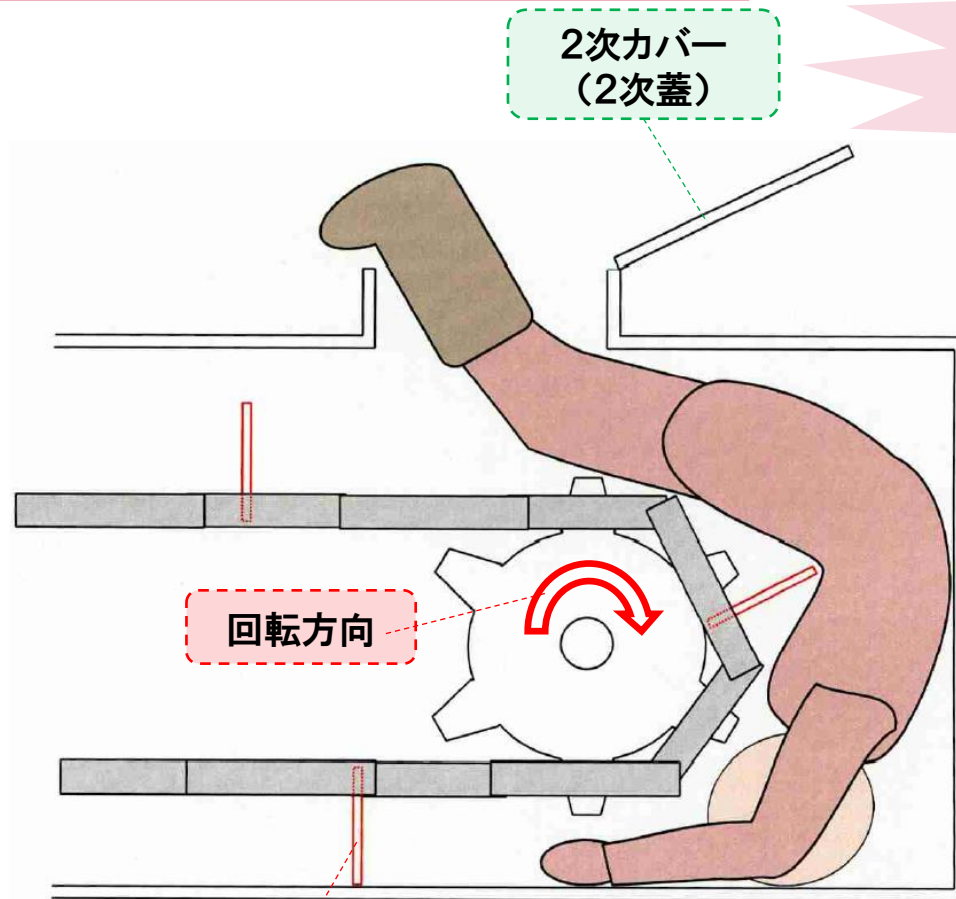
令和6年7月発生死亡災害（産業廃棄物処理業）



労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

令和5年3月発生死亡災害（産業廃棄物処理業）



機械の運転を停止していなかったもの

【災害発生状況】

焼却施設のメンテナンスに当たり、再燃焼室の焼却灰を搬送するコンベヤーの上方に設置された点検口の1次カバー（二重カバー構造）の取り外しに1人で向かった被災者が、2次カバーも開け上半身を点検口に差し入れた姿勢で、コンベヤーに巻き込まれた状態で発見された。

【発生原因】

① 2次カバーを開ける前に、運転を停止していなかったこと ② メンテナンス作業において、作業手順に基づく安全教育が行われていなかった（ルールについて口頭説明のみであった）こと③ 点検口周囲の作業スペースがせまく、バランスを崩しやすい環境であったこと。

【法令上の規制】労働安全衛生規則第107条

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の**起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等**同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

焼却灰を、下流に押し出すための金属製の鉄板

※被災者が機械に頭を入れて、内部を確認していたのか等の詳細は不明。

労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 1

原動機、回転軸、プーリー、ベルト等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所には安全カバー、安全柵、囲い等を設けていますか

▶ はさまれ・巻き込まれの危険がある箇所には労働者が接触することがないように安全カバーを設ける等の措置を講じてください。

▶ 通常作業にあまり関係がない箇所でも、労働者が体勢を崩した場合等に接触してしまうことがありますので、広く措置の対象にしてください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第101条

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、**覆い、囲い等**を設けなければならない。

※ 作業者が直接取り扱わない箇所であっても、通路の隣接箇所等、作業者が接触するおそれがある箇所は規則の対象となります。

チェック項目 2

上記 1 の箇所の開閉可能な安全カバー等にはインターロック、リミットスイッチ等の安全装置を設けていますか

▶ 開閉可能な安全カバー、機械の戸や蓋等を開いた場合には危険源に曝されますので、開いたら停止する、又は停止しないと開かないインターロックやリミットスイッチ等の安全装置を設けることが重要です。

▶ インターロック等がない機械では、労働者が機械の蓋等を開き、機械が動いたままの状態に詰まった材料や異物を取り除こうとして、手を巻き込まれる等の災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第147条

事業者は、射出成形機、鋳造型機、型打ち機等に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2 前項の**戸は、閉じなければ機械が作動しない構造のもの**でなければならない。

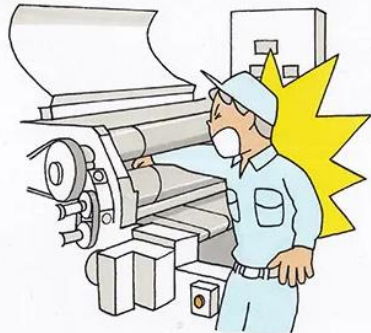
※ 法令の義務付けがない機械についても、同様の危険がある機械にはインターロック等の安全装置を設けることを検討してください。

労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 3

上記 1・2 の安全カバーや安全装置等は有効な状態に保持されていますか



(出典) 厚生労働省 職場のあんげんサイト

- ▶労働者が作業性を優先して、安全カバーやインターロック等を取り外したり、無効な状態にしていないか、点検してください。
- ▶機械のロール部等は回転させながら清掃した方が効率がいいという理由で、インターロックを無効化して作業に当たり、手を巻き込まれる等の災害が発生しています。

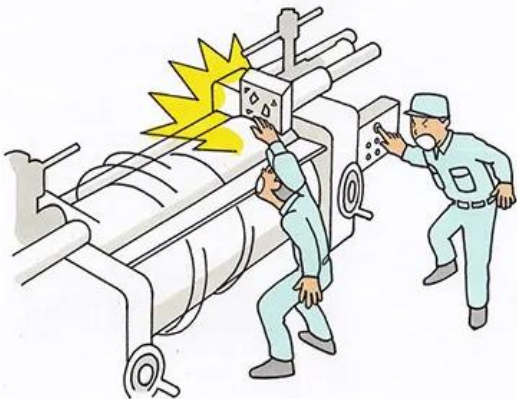
法令もチェック

労働安全衛生規則第28条

事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等が**有効な状態で使用されるよう**それらの点検及び整備を行なわなければならない。

チェック項目 4

非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか



(出典) 厚生労働省 職場のあんげんサイト

- ▶機械の異常や故障等の危険が発生したときに直ちに停止できるよう、機械ごとに非常停止装置を設ける必要があります。
- ▶機械の加工の種類によっては、労働者が作業中に機械にはさまれたり、巻き込まれたりした場合にその場から動けなくなるおそれもありますので、そういったおそれがある場合は作業位置を離れることなく操作できる位置に非常停止装置等を設けてください。
- ▶機械の加工範囲（危険範囲）が長い製造ライン等ではロープ式非常停止装置等の設置を検討してください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第103条

事業者は、機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の**動力しや断装置**を設けなければならない。ただし、連続した一団の機械で、共通の動力しや断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものは、この限りでない。

2 事業者は、前項の機械が切断、引抜き、圧縮、打抜き、曲げ又は絞りの加工をするものであるときは、同項の動力しや断装置を当該加工の作業に従事する者がその**作業位置を離れることなく操作できる位置**に設けなければならない。

3 事業者は、第一項の動力しや断装置については、容易に操作ができるもので、かつ、接触、振動等のため不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 5

共同で機械作業を行うときは、合図を定めて合図者が合図を行っていますか

- ▶ 共同で機械作業を行うときは、機械を作動させる際の合図を定めて、合図者が合図してから、機械を作動させる必要があります。
- ▶ 共同作業者の身体が機械の可動範囲内にあるときに、合図無しに機械を作動させ、機械にはさまれたり、巻き込まれる等の災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第104条

事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。**

2 労働者は、前項の合図に従わなければならない。

(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

チェック項目 6

頭髮や被服が機械に巻き込まれるおそれのない作業服装で作業をさせていますか



- ▶ 長い髪を垂らしている、被服が緩んでいる、タオルを首に巻いている等により、機械に巻き込まれるおそれがないか、作業時の服装を確認してください。

<作業服装の着用>

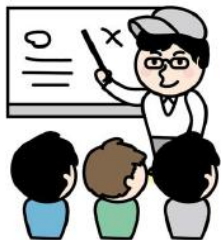


(出典) 厚生労働省 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

- ① 作業時は定められた安全な服装を着用します。
- ② 作業服装は身体にピッタリした軽快なものとします。
- ③ 長袖の場合は袖口を締め、上着の裾はズボンの中に入れます。
- ④ 刃物やドライバー、ドリルなどをポケットの中に入れて作業しないこと。
- ⑤ タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、えり巻、ネクタイなど巻き込まれるおそれのあるものは着用しないこと。
- ⑥ 保護具・指示された保護帽などの保護具は、必ず正しく着用します。

チェック項目 7

機械の取扱い、安全衛生上の注意事項について定期教育を実施していますか



- ▶ 機械の取扱い方法や安全衛生上の注意事項についての教育を雇い入れ時だけでなく定期的に実施してください。
- ▶ 安全衛生教育においては、正しい作業方法・服装・ルール等とともに、機械作業における禁止行為・トラブル時の対応等についても説明してください。
- ▶ 労働者の危険認識を高めるために、災害事例・ヒヤリハット事例等を使った教育も実施してください。

労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 8

労働者の危険認識を高めるためのK Y 活動等を実施していますか



▶ K Y 活動は、作業を開始する前に、その作業に潜在する危険や発生する可能性のある災害を予測し、特定の危険に対する意識を高めて作業をすることで災害を防止しようというものです。

▶ 写真、シート等を使用し、仮想された作業状況において危険性を発見する K Y T（危険予知トレーニング）の実施も検討してください。

▶ 未熟練労働者の危険認識を高めることにも効果が期待できます。

チェック項目 9

機械の清掃、点検、修理等を行うときは機械を完全に（惰性運動が終わるまで）停止させていますか



▶ 機械の清掃や、点検、修理等を行うときは原則として機械の運転を停止させる必要があります。機械を運転したまま労働者が清掃や点検等の作業を行い、身体の一部が機械にはさまれたり、巻き込まれる災害が発生しています。また、機械の停止操作をしていても、惰性運動中に手を出してしまい災害が発生するケースもありますので注意しましょう。

▶ 機械の運転を単に停止しただけでは、不意に起動スイッチに触れる等して機械が動き出す危険がありますので、電源を落としてから作業させましょう。

法令もチェック

労働安全衛生規則第107条第1項

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

チェック項目 10

機械の清掃、点検、修理等行うときは操作盤等に運転を禁止する表示を行っていますか



▶ 機械の清掃や、点検、修理等を行うときは、当該機械の起動装置に錠を掛ける、「点検中 運転禁止」と記載した表示板を取り付けること等で、同作業に従事する労働者以外の者が不意に運転操作をすることを防止する措置を講じる必要があります。

▶ 他の労働者が知らずに起動して、点検中の労働者が機械に巻き込まれる災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第107条第2項

事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の**起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等**同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目11

機械トラブル等の非定常作業に係る対応方法を定めていますか



▶機械トラブル等が発生した場合の連絡体制を明確にし、機械に関する知識がない者が対応する状況にならないようにしてください。

▶トラブル対応を行う場合に、どのような場合に、誰が、どこまで対応するかを定めておき、現場の担当者等が無理をせずに設備管理部署や設備業者に引き継げるようにしてください。

▶点検・修理等を行う場合は、機械の電源を停止してから行う、複数で対応する等の対応方法を明確にしておいてください。

チェック項目12

ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に巻き込まれるおそれがある作業では手袋の使用を禁止していますか

▶ボール盤等の回転する刃物での作業では、手袋が回転部に巻き込まれるおそれがあるので、手袋の使用を禁止してください。

法令もチェック 労働安全衛生規則第111条

事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に**手袋を使用させてはならない**。

2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。



チェック項目13

ロール機や巻取りロール等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所に囲いや覆い等を設けていますか

▶巻取り用ロールやコイル巻等の回転体は、紙や布、ワイヤーロープ等の巻き取られる物との間に労働者が巻き込まれる危険を防止するため、覆いや囲いを設ける必要があります。

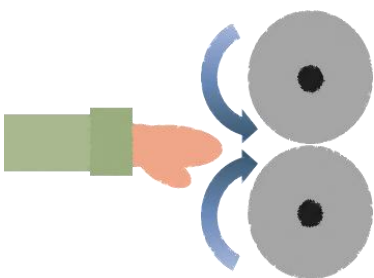
▶圧延、成形、乾燥及び印刷等の加工に当たり紙や布等を通すロールを有する機械については、労働者がはさまれ、巻き込まれる危険を防止するため、囲いやガイドロール等を設ける必要があります。

労働安全衛生規則第109条

事業者は、紙、布、ワイヤーロープ等の巻取りロール、コイル巻等で労働者に危険を及ぼすおそれのあるものには、**覆い、囲い等**を設けなければならない。

労働安全衛生規則第144条

事業者は、紙、布、金属箔はく等を通すロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、**囲い、ガイドロール等**を設けなければならない。

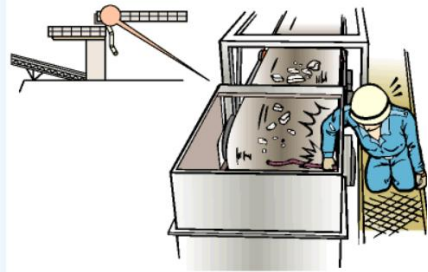


労働災害・健康障害防止のための取組について

① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目14

コンベヤーの回転部に巻き込まれないように 囲い、覆いを設けていますか また、ロープ式等の非常停止装置を設けていますか



(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

- ▶コンベヤーの回転部分には労働者が巻き込まれるおそれがあるため、囲いや覆いを設ける必要があります。
- ▶コンベヤーに巻き込まれるおそれがある箇所には非常停止装置を設ける必要があります。また、コンベヤーの場合、そのおそれがある箇所が広範囲になりますので、ロープ式等の非常停止装置の設置を検討してください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第151条の78

事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、**非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置**を備えなければならない。

チェック項目15

遠心機械、粉砕機又は混合機の内容物を取り出すときは完全に（惰性運動が終わるまで）運転を停止させていますか

▶運転中の遠心機械や混合機等から内容物を取り出そうとして、身体の一部が巻き込まれる災害が発生しています。機械の停止操作をしても、惰性運動中に手を出してしまい災害が発生するケースもありますので注意しましょう。

▶混合機の運転を停止すると製品が凝固してしまう等の事情がある場合は、適切な用具を使用して作業を行わせたときに限定して、機械を運転しながらの取り出し作業が認められています。（遠心機械以外）

法令もチェック

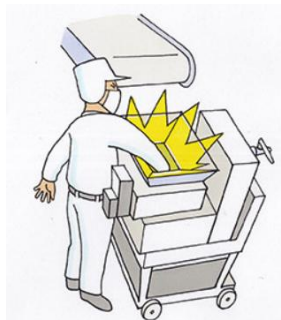
労働安全衛生規則第139条

事業者は、遠心機械（内容物の取出しが自動的に行なわれる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該**機械の運転を停止しなければならない**。

労働安全衛生規則第143条

事業者は、粉砕機又は混合機（内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合において、用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

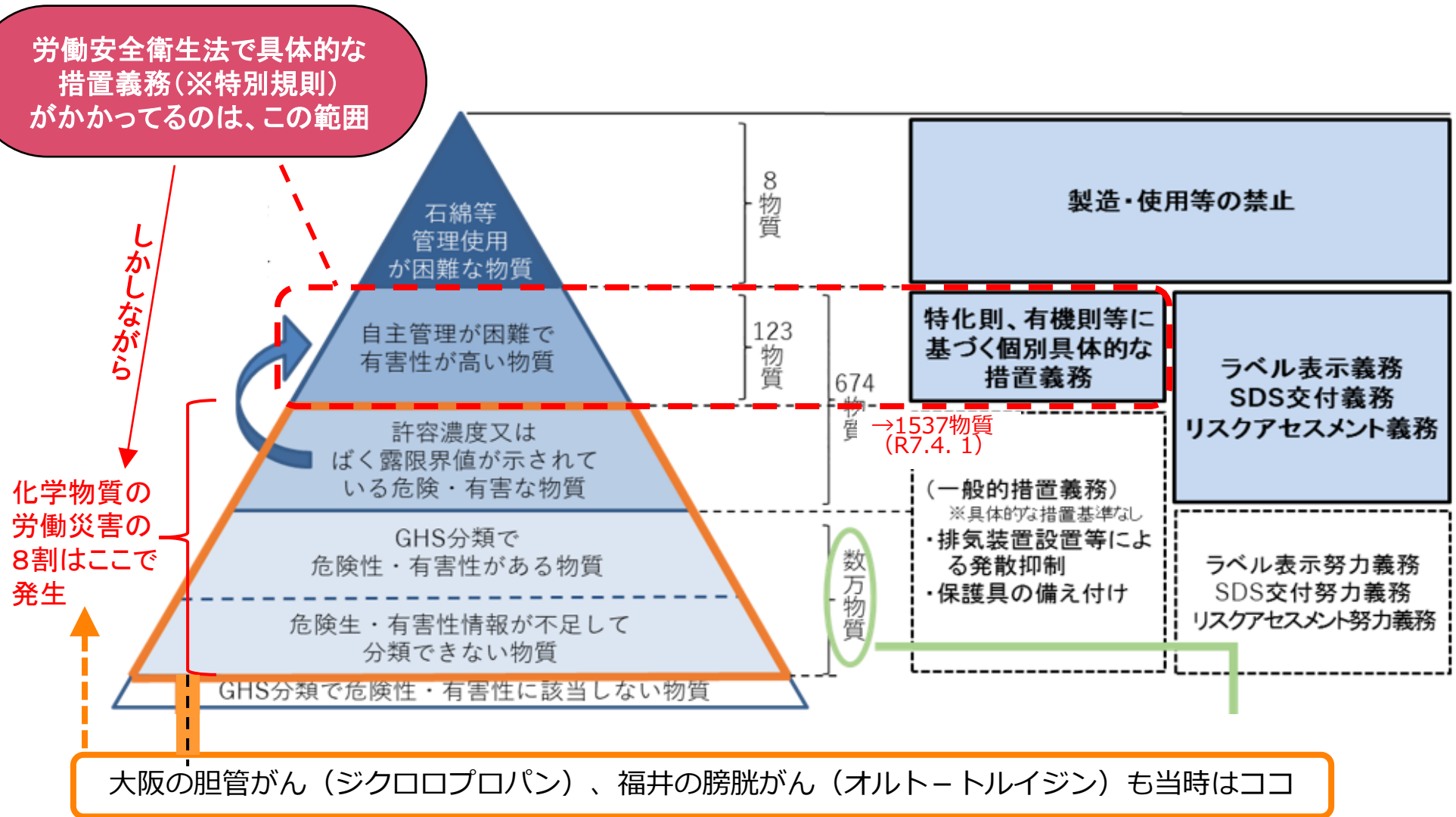


(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

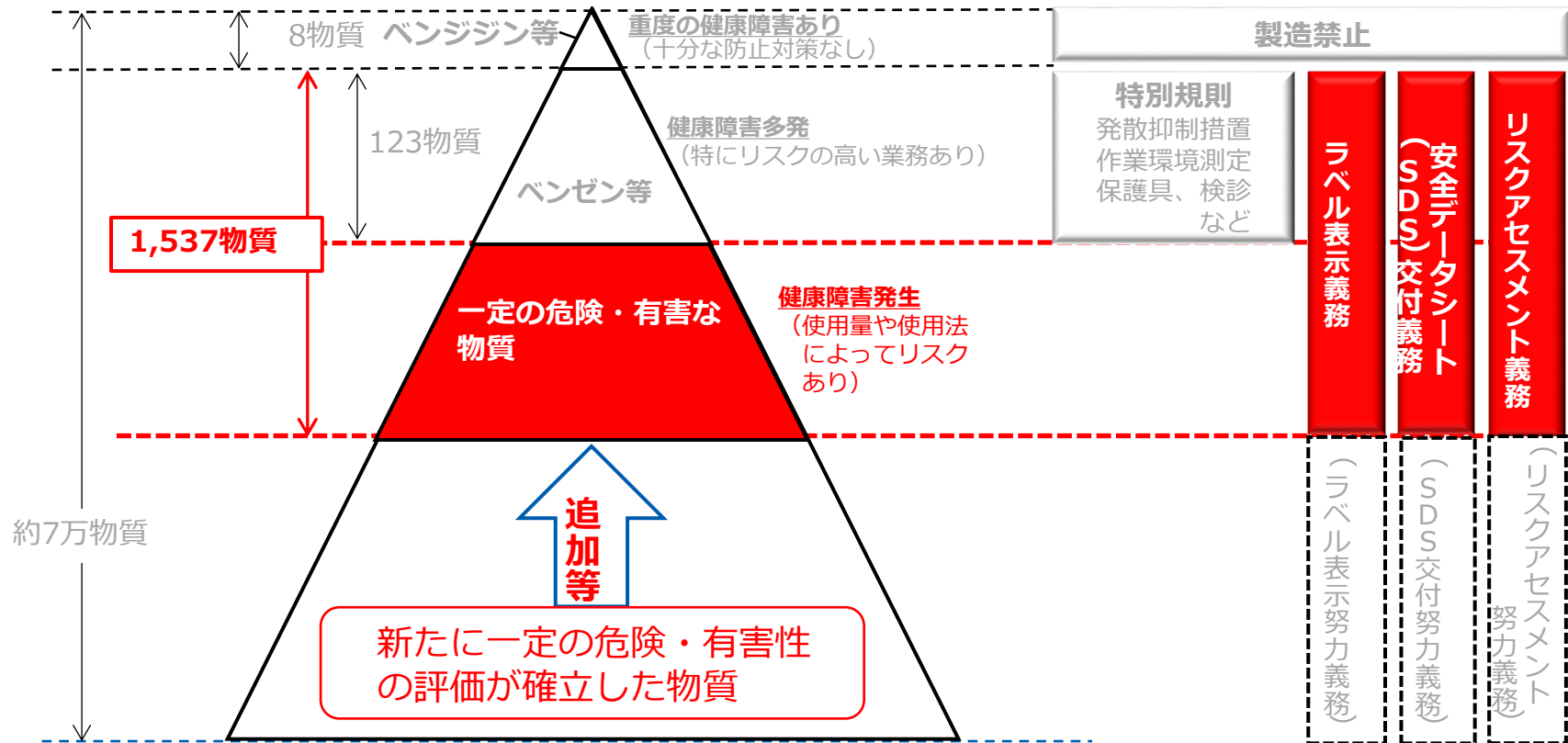
労働安全衛生法に基づく化学物質に対する規制の体系は以下の図のように表わされます。



労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

労働安全衛生法に基づく個別規制↓自主的管理



【製造禁止】 製造、輸入、譲渡、提供、使用を禁止

【特別規則】 個別の規則（有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則など）で、製造・取扱いに際して、具体的な措置（排気装置の設置、マスクの使用、健康診断の実施など）を義務付け

【リスクアセスメント】 製造・取扱いに際して、危険・有害性を調査・評価することを義務付け

【ラベル表示】 譲渡・提供する場合に、容器にその物質の危険・有害性を絵表示することを義務付け

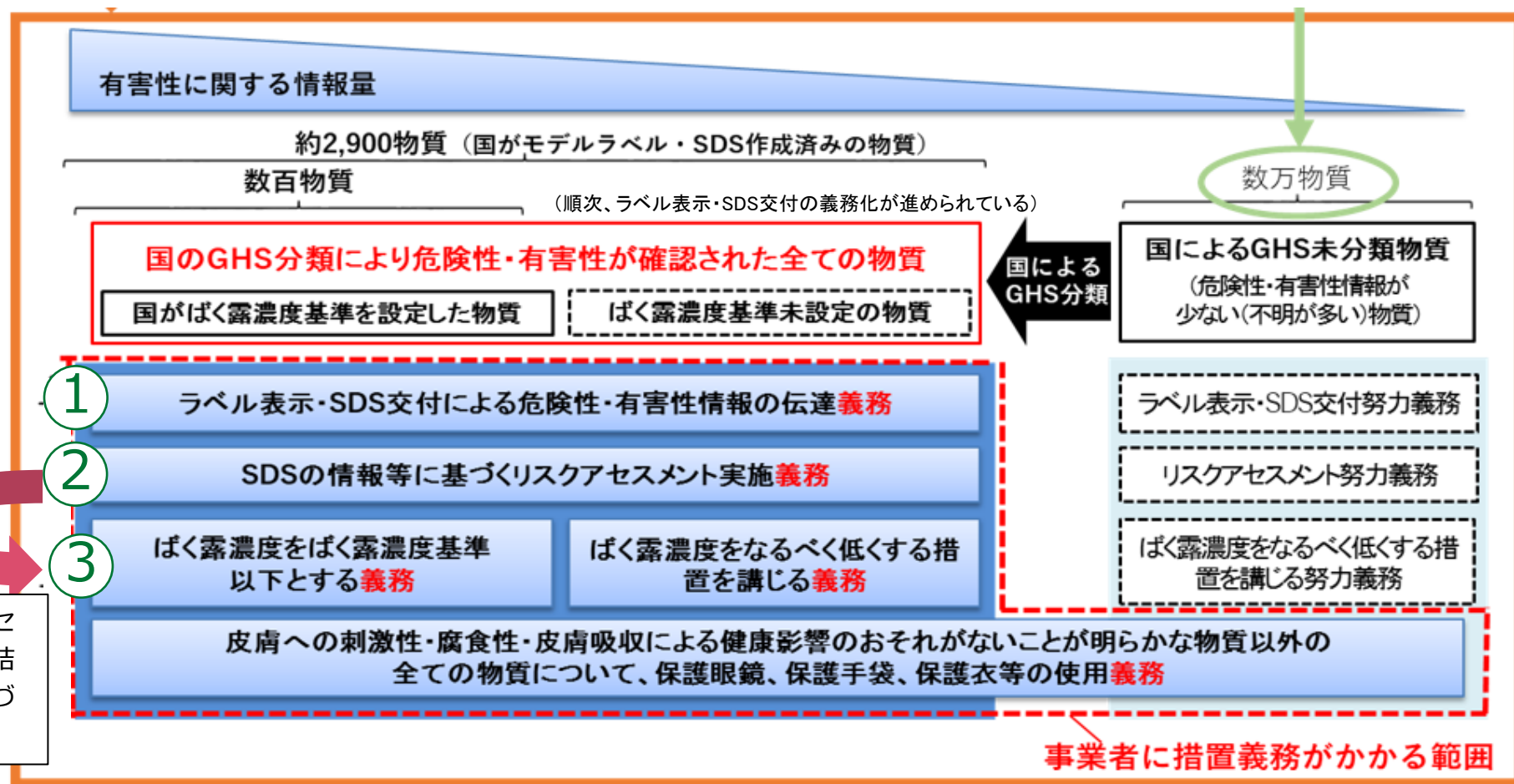
【SDS交付】 譲渡・提供する場合に、その物質の危険・有害性、取扱い上の注意等を記載した文書を交付することを義務付け

労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

○国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間500件前後で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。

○これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入され、事業場での自主的管理が求められます。



労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

リスクアセスメントの実施に当たり、化学物質のラベルやSDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定します。

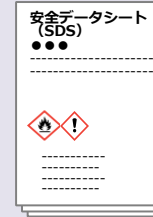
ラベル



ラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

(容器や包装にラベルの貼付や印刷)

SDS（安全データシート）



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

<労働安全衛生法令で定められているラベル、SDSの記載項目>（赤字は通達）

○ラベル表示

- ・ 名称(物質名又は製品名)
- ・ 人体に及ぼす作用(GHS分類)
- ・ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ・ 表示者の氏名
- ・ 注意喚起語
- ・ 安定性及び反応性
- ・ 標章(絵表示)

○SDS通知

- ・ 名称(物質名又は製品名)・・・ラベルと一致
- ・ 成分及びその含有量
- ・ 物理的及び化学的性質
- ・ 人体に及ぼす作用(GHS分類)
- ・ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ・ 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- ・ 通知者の氏名、危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性、適用される法令、想定される用途及び当該用途における使用上の注意、その他参考事項

※ 混合物の場合は、混合物としての危険有害性又は成分ごとの危険有害性情報を記載

労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

通常、化学物質のラベル表示、SDS交付は「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JISZ7252,7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依っています（労働安全衛生法の規定を満たす）。

ラベルの表示



（製品の特定名） △△△製品 ○○○○

（絵表示）



（注意喚起語） 危険

（危険有害性情報）

・引火性液体及び蒸気

・吸入すると有毒 …

（注意書き） ・火気厳禁

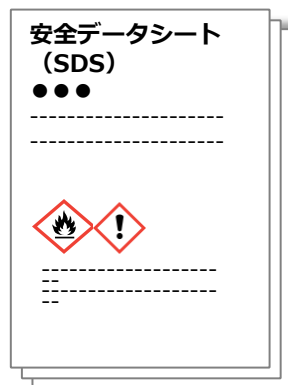
・防毒マスクを使用する ……

SDS（安全データシート）



GHSに基づくラベル・SDS

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- 1 化学品および会社情報
- 2 危険有害性の要約（GHS分類）
- 3 組成および成分情報
- 4 応急措置
- 5 火災時の措置
- 6 漏出時の措置
- 7 取扱いおよび保管上の注意
- 8 ばく露防止および保護措置

- 9 物理的および化学的性質
- 10 安定性および反応性
- 11 有害性情報
- 12 環境影響情報
- 13 廃棄上の注意
- 14 輸送上の注意
- 15 適用法令
- 16 その他の情報

労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

OGHSでは、国際的に統一された方法で化学品の危険有害性を分類しており、右表の危険有害性クラスが設定され、それぞれについてどの程度の危険有害性があるか、あるいはないのか判断するための分類基準が定められています。

国連GHS（改訂6版）の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- | | | |
|--------------------------------|------------|-------------|
| ● 爆発物 | ● 引火性液体 | ● 水反応可燃性化学品 |
| ● 可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む） | ● 可燃性固体 | ● 酸化性液体 |
| ● エアゾール | ● 自己反応性化学品 | ● 酸化性固体 |
| ● 酸化性ガス | ● 自然発火性液体 | ● 有機過酸化物 |
| ● 高圧ガス | ● 自然発火性固体 | ● 金属腐食性化学品 |
| | ● 自己発熱性化学品 | ● 鈍性化爆発物 |

健康に対する有害性

- | | | |
|--------------------|------------|-------------------|
| ● 急性毒性 | ● 生殖細胞変異原性 | ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） |
| ● 皮膚腐食性／刺激性 | ● 発がん性 | ● 特定標的臓器毒性（反復ばく露） |
| ● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | ● 生殖毒性 | ● 誤えん有害性 |
| ● 呼吸器感作性又は皮膚感作性 | | |

環境に対する有害性

- | | |
|-----------|-------------|
| ● 水生環境有害性 | ● オゾン層への有害性 |
|-----------|-------------|

物理化学的危険性

- | | |
|--------------------------|--|
| 爆発物 | 爆発性物質および爆発性混合物（GHS 第2.1章） |
| 可燃性／引火性ガス（化学的に不安定なガスを含む） | 常圧20℃で空気との混合気が爆発範囲を有するガス（GHS 第2.2章） |
| エアゾール | 圧縮ガス等を内蔵する再充填不能な容器に噴射装置をつけたもの（GHS 第2.3章） |
| 支燃性／酸化性ガス | 酸素を供給し、他の物質の燃焼を助けるガス（GHS 第2.4章） |
| 高圧ガス | 20℃で200kPa（ゲージ圧）以上で容器に充填されたガスまたは液化または深冷液化ガス（GHS 第2.5章） |
| 引火性液体 | 引火点が93℃以下の液体（GHS 2.6章） |
| 可燃性固体 | 可燃性の固体、または摩擦により発火あるいは発火を助長する固体（GHS 第2.7章） |
| 自己反応性化学品 | 熱的に不安定で、酸素の供給がなくても強烈に発熱分解する物質（GHS 第2.8章） |
| 自然発火性液体 | 少量でも空気と接触すると5分以内に発火しやすい液体（GHS 第2.9章） |
| 自然発火性固体 | 少量でも空気と接触すると5分以内に発火しやすい固体（GHS 第2.10章） |
| 自己発熱性化学品 | 上記二つの物質以外で、空気との接触により自己発熱しやすい物質（GHS 第2.11章） |
| 水反応可燃性化学品 | 水と接触して可燃性／引火性ガスを発生する物質（GHS 第2.12章） |
| 酸化性液体 | 酸素の発生により、他の物質の燃焼を助長する液体（GHS 第2.13章） |
| 酸化性固体 | 酸素の発生により、他の物質の燃焼を助長する固体（GHS 第2.14章） |
| 有機過酸化物 | 過酸化水素の誘導体であって、熱的に不安定で、自己発熱分解を起こす恐れがある物質（GHS 第2.15章） |
| 金属腐食性物質 | 化学反応によって金属を著しく損傷、または破壊する物質（GHS 第2.16章） |

健康・環境に対する有害性

- | | |
|------------------|---|
| 急性毒性 | 急性的な毒性症状を引き起こす物質（GHS 第3.1章） |
| 皮膚腐食性／刺激性 | 皮膚に不可逆／可逆的な損傷を与える物質（GHS 第3.2章） |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 眼に重篤な／可逆的な損傷を与える物質（GHS 第3.3章） |
| 呼吸器感作性または皮膚感作性 | 吸入後気道過敏症を、または皮膚接触後アレルギー反応を誘発する物質（GHS 第3.4章） |
| 生殖細胞変異原性 | 次世代に受け継がれる可能性のある突然変異を誘発する物質（GHS 第3.5章） |
| 発がん性 | がんを誘発する物質。（GHS 第3.6章） |
| 生殖毒性 | 雌雄の成体の生殖機能および受精能力に対する悪影響、または子に発生毒性を与える物質（GHS 第3.7章） |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | 単回ばく露で起こる特異的な非致死性の特定標的臓器毒性を与える物質（GHS 第3.8章） |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | 反復ばく露で起こる特異的な非致死性の特定標的臓器毒性を与える物質（GHS 第3.9章） |
| 吸引性呼吸器有害性 | 誤嚥によって化学肺炎、種々の程度の肺損傷、あるいは死亡のような重篤な急性の作用を引き起こす物質（GHS 第3.10章） |
| 水生環境有害性 | 水生環境（水生生物およびその生態系）に悪影響を及ぼす物質（GHS 第4.1章） |

労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示（Pictograms）が決められており、危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

注）本表示の説明はJISZ7252:2019に引用されたGHS文書第6版に基づくものです。

【爆弾の爆発】



爆発物（不安定爆発物、等級1.1～1.4）
自己反応性化学品（タイプA、B）
有機過酸化物（タイプA、B）

【炎】



可燃性ガス（区分1）
自然発火性ガス
エアゾール（区分1、区分2）
引火性液体（区分1～3）
可燃性固体
自己反応性化学品（タイプB～F）
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物（タイプB～F）
純性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体

【ガスボンベ】



高圧ガス

【腐食性】



金属腐食性化学品
皮膚腐食性（区分1）
眼に対する重篤な損傷性（区分1）

【どくろ】



急性毒性
（区分1～区分3）

【感嘆符】



急性毒性（区分4）
皮膚刺激性（区分2）
眼刺激性（区分2/2A）
皮膚感作性
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分3）
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性（区分1、区分2）
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分1、区分2）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）
誤えん有害性

【環境】



水生環境有害性
（短期（急性）区分1、
長期（慢性）区分1、
長期（慢性）区分2）

労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

物理化学的危険性

絵表示				
	<爆弾の爆発>	<炎>	<円状の炎>	<ガスボンベ>
概要	火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化物	可燃性・引火性ガス 可燃性・引火性エアゾール 引火性液体、可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物	支燃性・酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体	高圧ガス

健康・環境に対する有害性

絵表示					
	<感嘆符>	<どくろ>	<腐食性>	<健康有害性>	<環境>
概要	急性毒性(区分4)、皮膚腐食性・刺激性(区分2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分3)	急性毒性(区分1-3)	金属腐食性物質 皮膚腐食性・刺激性(区分1A-C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分1) ※太字は物理化学的危険性	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分1-2)、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)、吸引力呼吸器有害性	水性環境有害性

労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

分類	内容
区分 1～5	数字が小さい方が危険有害性が高い。 区分1 > 区分5
細区分 A～C	必要に応じてより細かく分類される。 A > B > C

※ 注意喚起語には、「危険（danger）」と「警告（warning）」の2種類があり、重大な危険有害性がある場合には「危険」を用い、それよりは重大性の低い危険有害性がある場合に「警告」を用いる

GHS分類の例

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります。

例) 急性毒性(経口)

ATE(Acute Toxicity Estimates) ※のデータから健康有害性の区分を決定	危険有害性の程度			
	危険有害性区分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
	ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]
ラベル要素				
絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと有毒 (H301)	飲みこむと有害 (H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)
※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

絵表示の優先順位

複数の危険有害性を持つ化学品的の場合、複数の絵表示を表示することが原則ですが、健康有害性の絵表示には優先順位があります。

	>		☠の絵表示は全ての⚠より優先 = ☠の絵表示が付いた場合、⚠は付かない (オゾン層への有害性がある場合は付ける)
	>		☹の絵表示は⚠より優先 = ☹の絵表示が付いた場合、 皮膚・眼刺激性に関する⚠は付かない
	>		☹の絵表示は⚠より優先 = 呼吸器感受性に関する☹の絵表示が付いた場合、 皮膚感受性と皮膚・眼刺激性に関する⚠は付かない

S D Sにおける危険有害性の要約の例

安 全 デ ー タ シ ー ト

2. 危険有害性の要約

【GHSラベル要素】

「絵表示」



炎



感嘆符



健康有害性



環境

「注意喚起語」

危 険

「危険有害性情報」

- ・可燃性又は引火性の高いエアゾール・高圧容器:熱すると破裂のおそれ・吸入すると有害・皮膚刺激
- ・強い眼刺激・遺伝疾患のおそれ・発がんのおそれの疑い・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・臓器の障害のおそれ・長期にわたる, 又は反復ばく露による臓器の障害
- ・長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒

労働災害・健康障害防止のための取組について

② 化学物質による健康障害の防止

2. 危険有害性の要約

【GHSラベル要素】

「絵表示」



炎



感嘆符



健康有害性



環境

「注意喚起語」

危 険

「危険有害性情報」

- ・可燃性又は引火性の高いエアゾール・高圧容器:熱すると破裂のおそれ
- ・吸入すると有害・皮膚刺激
- ・強い眼刺激・遺伝疾患のおそれ・発がんのおそれの疑い・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・臓器の障害のおそれ・長期にわたる, 又は反復ばく露による臓器の障害
- ・長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒

「絵表示」と「危険有害性情報」がそれぞれ対応している

労働災害・健康障害防止のための取組について

③ 転倒災害の防止

転倒災害の防止

【転倒災害発生件数の推移
(全国・全業種)



転倒による怪我の態様

- ・ 骨折 (約70%)
- ・ 打撲
- ・ 眼球破裂
- ・ 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

転倒災害も重傷化する傾向があり、積極的に防止対策を講じましょう！

職場での転倒災害は年々増加傾向にあり、近年は全労働災害の約4分の1を占めている状況にあります。また、高齢者等は重傷化する傾向にあり、令和5年の転倒災害による平均休業見込日数は48.5日でした。

転倒災害はいつでも、どこでも、誰にでも発生し、労働者の不注意によるものと防止対策が軽視されがちですが、転倒災害の原因をよく分析し、それに基づいて対策を講じれば転倒のリスクを低減することは可能ですので、積極的に転倒災害の予防措置を講じてください。

STEP 1
チェックリストを使って
職場に転倒の危険がないか
チェックしましょう



STOP! 転倒災害

転倒災害は大きく分けて3種類あります

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

労働災害・健康障害防止のための取組について

③ 転倒災害の防止

STEP 2 職場の危険が認められた場合は放置せずに以下の項目ごとの対策を行いましょう

チェック項目 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか

▶基本中の基本 4 S活動の推進

⇒4 S活動は注意喚起のみではなく、4 S活動チェック表の活用、4 S活動担当者を交代で選任するなど責任感を持たせる工夫を。

▶安全担当者がパトロール時にチェック

⇒注意だけではなく、なぜ物が放置されていたかの原因分析の上で対策を。

収納場所がない？ 指定された収納場所だと作業性が悪い？ 時間に余裕がない？

▶コード類等の配置にも要注意

⇒物の放置とは異なりますが、労働者の動線上にコード類等が配置されていないかも注意して下さい。



(出典) 厚生労働省 未熟労働者に対する安全衛生教育マニュアル

【4 S活動】

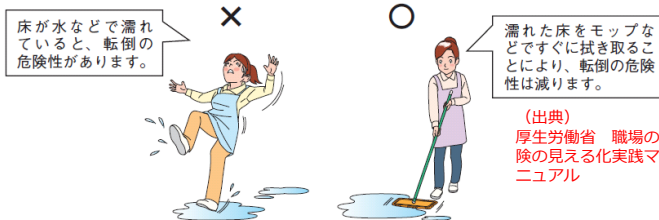
【整理】 	① 整理 いるものといらないものを分け、いらないものは処分します。 (不要なものが置かれていると、つまづいて転倒したり、作業の流れも悪くなります。)
【整頓】 	② 整頓 いるものを使いやすいように、わかりやすく収納します。 (いるものを探している、作業の能率が下がります。また、食品関係では、整頓で用具等の欠けなども容易にみづかり、製品への異物混入も早期に発見できます。)
【清潔】 	③ 清潔 汚れを取り除いて身の回りをきれいにします。 (機械の正常な動作を維持するために必要です。また、食品を扱う職場では、食中毒予防からも当然衛生的でいつも汚れがない状態は必須です。)
【清掃】 	④ 清掃 機械設備、机周り、床などの汚れやゴミを除去します。 (濡れた床をすぐに拭き取ることは、転倒防止からも重要です。)

チェック項目 2 床の水たまりや氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いていますか

▶4 S活動の推進・安全担当者がパトロール時にチェック

⇒チェック項目 1 に同じですが、冬季の凍結など屋外路面も対象にして下さい。

油除去用のモップなど掃除用具の配備はされているかも確認して下さい。



(出典) 厚生労働省 職場の危険の見える化実践マニュアル

▶設備的な対策も検討

⇒例えば水がたまるのは、床面の凹凸・材質、配管・容器からの水漏れ、冷蔵・冷凍設備による結露等が原因ではありませんか？

その場合は、応急処置にとどめず、設備的な対策も検討して下さい。

▶汚れの拡散防止を

⇒油を使う部屋が1箇所でも、靴底や台車の車輪に油が付着し、別の部屋に移動することで油汚れが拡散し、建物中が滑りやすくなることも。

拡散防止用に、部屋間に油除去用のマットを配置するなどの工夫を。

【前向きの転倒】

手を着いた際、腕の橈骨(とうこつ)や上腕骨、大腿骨頸部の骨折などの危険性が高くなる。台車等を使用している場合、台車への接触も。



【後向きの転倒】

しりもちをついて腰椎の圧迫骨折、手がつかない場合は、後頭部を強打する。高熱のものを運搬中の場合、火傷の危険も。



労働災害・健康障害防止のための取組について

③ 転倒災害の防止

チェック項目 3 通路や階段を安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか

▶ 照度の確保

⇒労働安全衛生法上の最低限の照度を確保いただくとともに、JIS照明基準による推奨照度の確保も検討して下さい。

例えば、省エネ対策による過度な照明の間引きにより、照度が保持できていない場所はありませんか？

▶ 高齢労働者への配慮

⇒高齢労働者は視力を確保するために、若年者よりも明るさが必要とされています。

また、薄明順応（暗い所に入った際に、暗さに順応して物が見えるようになる能力）も減少しており、段差や階段の認識に特に配慮が必要です。

【労働安全衛生法上の規定（常時作業する場所での最低基準）】

精密な作業 300ルクス以上

普通の作業 150ルクス以上

粗な作業 70ルクス以上

（事務作業を行う場合は一般的な事務作業は300ルクス以上、付随的な事務作業は150ルクス以上）

【JIS照明基準（推奨照度）】

作業を伴う倉庫 200ルクス以上

工場の階段 150ルクス以上

工場の廊下・通路 100ルクス以上

…その他作業や場所ごとに細かく分類されています。

チェック項目 4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか

▶ 就業時の靴の選択について

⇒作業現場に合った靴を選んで下さい。一口に耐滑性といっても種類があります。また、作業場所の床面が滑らない材質のものですと、対滑性のある靴は逆につまずきの原因になることも。

▶ 高齢労働者への配慮

⇒高齢労働者は身体的に足が上がりにくくなるので、重量のある靴の選択はなるべく避けて下さい。つまずきの原因となります。

▶ 定期支給・点検について

⇒靴は作業現場に合ったものの定期支給を検討して下さい。また、支給後の靴底の点検（すり減っていないか、汚れ・油等が付着していないか）を行って下さい。

（出典）日本安全靴協会・日本プロテクティブシューナー協会・厚生労働省「転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう」リーフレット

サイズ 靴と足はフィットしていますか？ 足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。 	屈曲性 親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？ 靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。
重量バランス 靴の前後の重さのバランスはとれていますか？ 靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。 	つま先部の高さ つま先から床面まで一定の高さがありますか？ つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。
靴底の減り具合 靴底がすり減っていませんか？ 靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります。 	耐滑性の有無 靴の滑りにくさを確認していますか？ 耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。 ■安全靴の場合 個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。
その他の性能 ■静電気帯電防止性 静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能 	■かかと部の衝撃エネルギー吸収性 かかとのクッション性に係わり、かかと部の疲労防止性能
■耐踏抜き性 釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能 	■プロスニーカーの場合 靴のべら裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるか確認して下さい。

労働災害・健康障害防止のための取組について

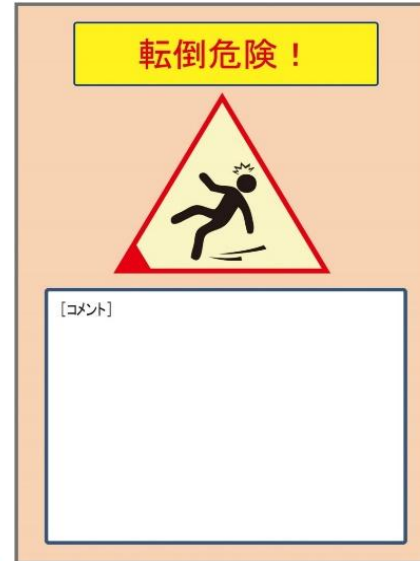
③ 転倒災害の防止

チェック項目 5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか

チェック項目 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか

(出典) 東近江労働基準監督署 製造業における労働災害防止対策好事例集

<危険標識のイメージ>



<外国人労働者に配慮した表示>



<掲示物を高齢労働者に配慮した文字の大きさに>



(出典) 厚生労働省 高齢労働者に配慮した職場改善事例

危険の「見える化」

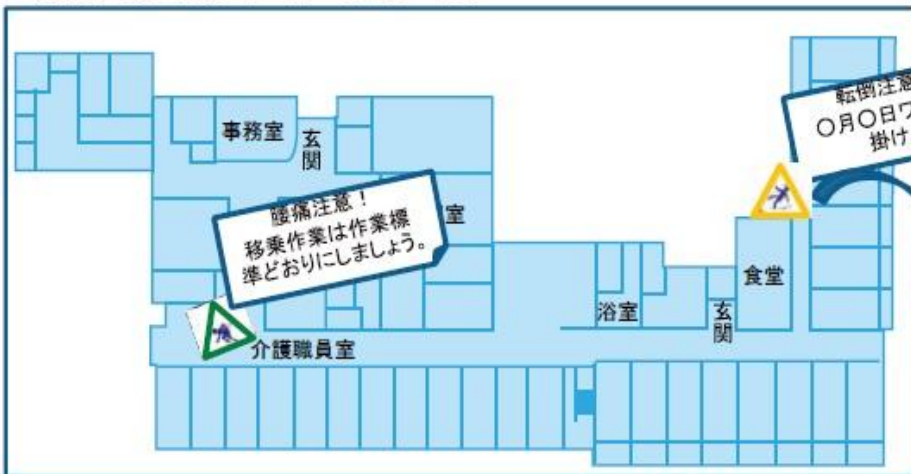
⇒災害が発生した場所、災害は免れたがヒヤリとしたハッとした場所については危険マップに掲載して情報の共有化を図って下さい。また、設備的対策が難しく、リスクが残留する場所には標識をつけて、注意を促して下さい。

外国人労働者・高齢労働者への配慮

⇒職場に外国人労働者がいる場合は、外国人労働者の母国語で表示をする等して、外国人労働者とも情報を共有して下さい。

また、高齢労働者が視認できる文字の大きさで表示して下さい。

<危険マップ及びマーカのイメージ>



(出典) 厚生労働省 社会福祉施設の安全管理マニュアル

<マーカの種類>



労働災害・健康障害防止のための取組について

③ 転倒災害の防止

チェック項目7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか

チェック項目9 転倒を予防するための教育を行っていますか

歩き方などの教育

⇒労働者に転倒のメカニズム等を理解してもらい、歩き方の教育を行って下さい。
また、セルフチェック等により、自身の転倒リスクも知ってもらい、自主的な健康増進を図っていただくようにしましょう。

禁止事項の教育

⇒ポケットに手を入れたまま歩いていると、急な動きに反応できず、被害が大きくなる危険性が高くなります。また、スマートフォンの使用等のながら歩行の禁止、足元が見えない荷物を持つての歩行の禁止、「走らない、急がない、焦らない。」といった基本的事項の教育も行ってください。

チェック項目8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか

ストレッチや体操の導入

⇒筋肉の柔軟性を確保し、転倒しないために、また実際に転倒したときに大きな怪我につながらないようにするために、ストレッチや体操を行ってもらうことが有効ですので、労働者に周知して下さい。

また、朝礼時などに事業場全体で取り組むことも検討して下さい。

運動・トレーニングの勧奨

⇒加齢とともに現れる身体機能の低下、特に筋力や平衡能力の低下を予防するため習慣的に運動やトレーニングを行うよう勧奨して下さい。

転倒しても骨折をしないための体づくり

⇒女性労働者・高齢労働者を対象に骨粗しょう症等の危険性を知ってもらい、日頃の生活習慣を改善して予防に取り組んでもらいましょう。

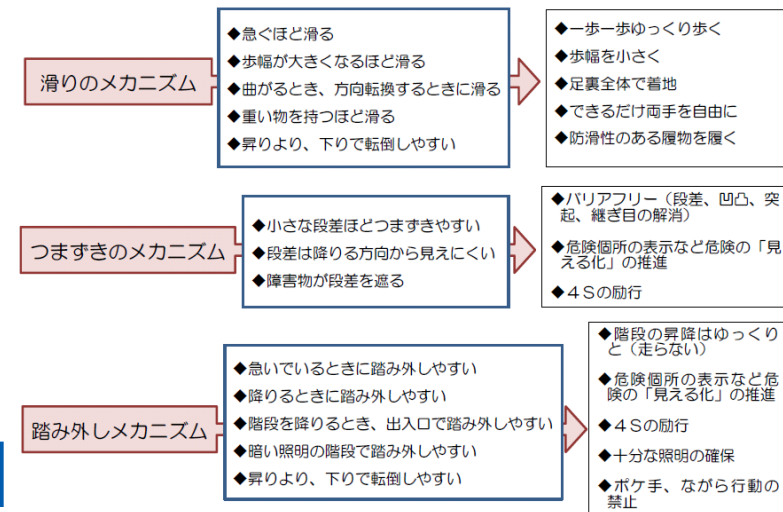
厚生労働省HPでは転倒等リスク評価セルフチェック表や転倒予防体操を紹介していますので参考としてください。

詳細はこちら→
(厚生労働省HP)



【転倒のメカニズム】

(出典) 長野労働局
転倒災害防止対策検討会報告書



転倒等リスク評価セルフチェック票

近年増加傾向にある転倒災害の予防に向けて、自己評価と測定結果の差を認識することは重要です。集計等も可能な転倒等リスク評価セルフチェック票を作成しましたので御活用ください。

労働災害・健康障害防止のための取組について

④ エイジフレンドリー指針

高齢者の労働災害のための指針(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

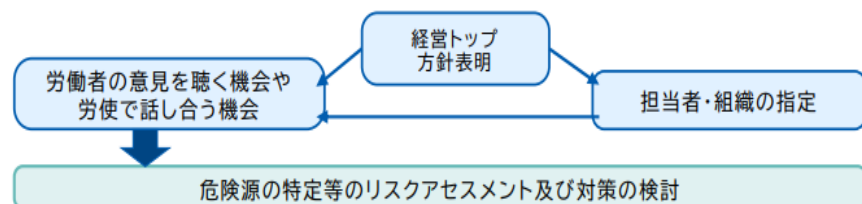
事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合しましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

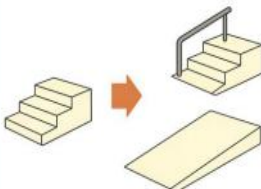
ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト(労働災害事例)に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入(最優先)と高齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 空調服の導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高齢者の特性を考慮した作業管理(複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高齢者に水分補給を勧奨することなど)についても検討しましょう。



労働災害・健康障害防止のための取組について

④ エイジフレンドリー指針

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント! 身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価 セルフチェック表



厚生労働省

全身持久力の 評価方法



労働安全衛生総合研究所

4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント! 業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。(高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働災害・健康障害防止のための取組について

④エイジフレンドリーガイドライン

「エイジフレンドリー補助金」 をご活用ください

申請
受付中!

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 補助対象者は、**60歳以上の高年齢労働者(役員を除く)**を常時1名以上雇用する中小企業事業者です。

申請期限を延長しました!

申請期限を10月31日から**11月20日(金)**に延長しました!
本年度は申請状況に余裕があります。
ぜひ申請をご検討ください。

専門家総合対策コースが申請しやすくなりました!

「専門家総合対策コース」では、リスクアセスメントの実施が必要です。
リスクアセスメントにはじめて取り組む方でも簡単に実施できるよう、
簡易的なリスクアセスメントの様式と記載例を業種別*に作成しました。
ぜひ、申請準備にご活用ください。

*製造業、建設業、社会福祉施設など

裏面をご確認ください

申請方法

申請書類をご準備の上、郵送またはJグランツで申請ください。
(メール申請不可)

申請書類等

簡易的なリスクアセスメントの様式、記載例および
申請書類一式は以下のURLまたは
右の二次元バーコードからダウンロードしてください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html



申請・ お問い合わせ先

エイジフレンドリー補助金事務センター
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

郵送先: 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

Jグランツ: <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす**中小企業事業者**であること

- ・ 1年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホーム
ページに掲載したリーフ
レットやQ&Aもご確認
ください。

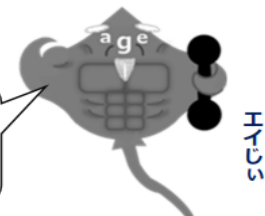


HPはこちら→

選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは
下の表を**チェック**
じゃ



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント(RA)の実施に要する費用 (2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	(1) 4/5 (2) 1/2	100万円 (1)と(2) の合計金額 (消費税を除く)
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	100万円 (消費税を除く)
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30万円 (消費税を除く)

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※1	資本金又は 出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、 情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

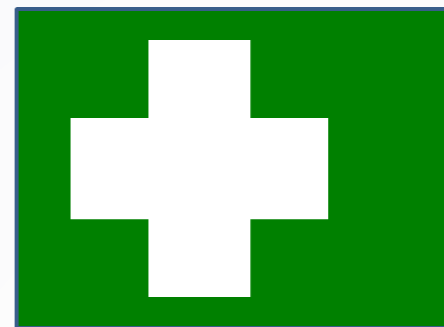
※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



災害ゼロ、危険ゼロを目指して



ご安全に！



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare